

1 位置、構造及び設備に関する事項

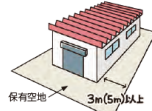
保有空地 (危政令第9条第1項第2号ほか)

製造所等の周囲には、当該建築物又は周囲の建築物が火災となった場合に、消防活動や延焼拡大防止のための空地を確保することが義務付けられており、保有空地には何も置いてはけない。

表 保有空地の幅 (製造所の場合)

区分	空地の幅
指定数量の倍数が10以下	3m以上
指定数量の倍数が10を超える	5m以上

保有空地の幅や設け方は、危険物取扱の種類や規模により異なる。



保有空地	
必要	必要としない
製造所 一般取扱所 屋外タンク貯蔵所 量替タンク貯蔵所 (屋外)	地下タンク貯蔵所 販売取扱所 移動タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所

ここをチェック

- 危険物施設の増改築や隣接する建築物の増改築等により、保有空地の幅が不足していないか。
- 保有空地内に駐車、空ドラム、空箱などの物品を置いていないか。
- 保有空地が確保できない場合などに設ける防火上有効な隔壁の撤去、損傷等はないか。

4

2 貯蔵及び取扱いに関する事項

出入管理 (危政令第24条第1項第3号)

製造所等への一般人の自由な出入りは、危険物の危険性の認識の欠如による災害発生危険性があることから禁止されている。正当な理由なく係員以外の者を出入りさせてはならない。

ここをチェック

- 係員以外の者が無断で出入りしていないか。
- 係員以外の者が無断で器具、装置などに触れることはないか。

事故事例 監視業務を怠ったため顧客が自らに噴射

セルフ給油取扱所 (24時間営業) において、歩いて侵入した顧客が、自動車がないにもかかわらず販売機に入金し、ノズルを操作して自らに約 4L 噴射した。監視業務に従事していた従業員は、監視カメラを確認せず、アラームが鳴動しても遽然と給油許可ボタンを押下した。他の従業員も清掃等の業務に従事しており、顧客の不審な行動に気付かなかった。



事故事例 何者かがガソリンを流しライターにより放火

営業中のセルフ給油取扱所 (24時間営業) において、何者かが油分集積槽にペットボトルに入ったガソリンを流し、ライターにより放火した。この火災により鋼製の雨どいの一部が爆風により破損した。



10

3 運搬及び移送に関する事項

(1) 運搬の基準 (危政令第28条~第30条)

③ 運搬方法 (危政令第30条)

危険物又は危険物を収めた運搬容器を運搬する場合、衝撃、摩擦をさせないことと運搬車両に設けなければならない標識、消火設備その他運搬方法について定められており、その基準に従って運搬しなければならない。



- 危険物の反応性その他の反応性を有する材料、色の色は黒色
- 大きさ0.3m×0.3m
- 車両の前後の見やすい場所に掲示 (危規第47条)

ここをチェック

- 危険物又は運搬容器は、著しく摩擦又は動揺しないように運搬しているか。
- 指定数量以上の危険物運搬車両には標識を掲げているか。
- 積替、休憩、故障等における一時停止場所は安全か。また、一時停止時の危険物の保安態勢は十分か。
- 指定数量以上の危険物運搬車両には、積載している危険物に適合する消火設備を1個以上設けているか。また維持管理は良好か。
- 危険物を運搬中、危険物が漏れる等災害が発生するおそれのある場合、災害防止のための応急措置を講じるとともに、最寄りの消防機関等に通報することについて周知徹底しているか。

(2) 移送の基準 (危政令第30条の2)

移動タンク貯蔵所による危険物の輸送は、危険物の運搬には該当せず、危険物の移送として消防法により規制されており、危険物の移送に関して基準を遵守し、かつ、当該危険物の保安確保に注意を払わなければならない。



- 扉弁、その他、マンホール、注入口のみ、消火器等の点検
- 危険物取扱者免状の携帯
- 完成検査済証、定期点検記録等の書類の備え付け
- 車両の前後の見やすい場所に標識の掲示

ここをチェック

- 危険物取扱者が危険物の移送のため移動タンク貯蔵所に乗車している時、危険物取扱者免状を携帯しているか。
- 所有している危険物取扱者免状では取扱いできない危険物を移送していないか。
- 危険物の移送者は、移送開始前に、移動貯蔵タンクの底弁その他の弁、マンホール及び注入口のみ、消火器等の点検を十分行っているか。
- 移動貯蔵タンクから危険物が漏れる等災害が発生するおそれのある場合、災害防止のための応急措置を講じるとともに、最寄りの消防機関等に通報することについて周知徹底しているか。

24

4 自主点検の例

配管ピット



配管ピット (屋外)

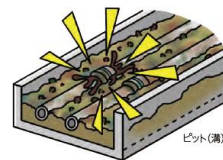
配管ピット (屋内)

ここをチェック

- 亀裂、損傷はないか。
- 泥油、泥水はないか。
- 土砂等の堆積はないか。

事故事例 多湿環境下のピット内配管から灯油が流出

河川に油膜が浮いているとの通報により、付近を調査したところボイラーに燃料を送油する地下タンク貯蔵所のピット内配管から灯油が流出しているを発見した。原因は、配管ピット内に土砂や雨水が溜まり多湿環境となっていたため配管の腐食が進行したことによるものであった。



ピット (漏)

30